

災害応急作業等手当取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員の災害応急作業等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害応急作業等手当の支給の対象となる市長が別に定める作業)

第2条 一般職の職員の災害応急作業等手当支給規則（令和8年函館市規則第40号。以下「規則」という。）第2条第3号の「市長が別に定めるもの」は、原則として、職員の派遣の際またはその派遣の期間中であって職員が行う作業の内容に変更がある場合に、災害の内容、災害発生地点および被災地域、作業の具体的内容および該当人員その他の状況等を考慮し、決定するものとする。

(災害応急作業等手当の支給の対象とならない市長が別に定める作業)

第3条 規則第3条の「市長が別に定めるもの」は、本市に隣接する地方公共団体との境界付近等で行う作業であって、南渡島消防事務組合との申合せにより、同組合からの要請（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「条例」という。）第15条第1項第2号に規定する要請をいう。）を受けたものとみなして行う作業とする。

(市長が著しく危険であると認める区域)

第4条 条例第15条第3項第2号の「市長が著しく危険であると認める区域」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定され、または拡大された場合において、その設定され、または拡大された時までの間における当該区域と同一地域を含む。次項において「立入禁止区域等」という。）であって市長が認めるものとする。

2 市長は、前項の規定により特定の区域を著しく危険であると認める場合には、必要に応じて、次に掲げる事項のうち必要な事項を任命権者に確認するものとする。

- (1) 災害の内容
- (2) 災害発生地点および被災地域
- (3) 作業の具体的内容および該当人員
- (4) 通行が禁止または制限されている区間
- (5) 作業実施区域，（２）および（４）の事項ならびに周辺地域を明らかにした地図
- (6) 立入禁止区域等が設定され，または拡大されるにあたり根拠とされた法令または告示もしくは発令等（次号において「告示等」という。）
- (7) 立入禁止区域等が拡大された場合には，拡大前における立入禁止区域等に係る告示等
- (8) その他認定に必要な関係資料
（災害応急作業等に関する時間外勤務手当等の計算等）

第５条 条例第２０条第３項の規定により災害応急作業等手当が支給される勤務に係る勤務１時間当たりの給与額は，条例第２０条第２項の規定により得られる額のほか，条例第１５条第１項各号に掲げる作業（以下「災害応急作業等」という。）に係る勤務１時間当たりの災害応急作業等手当の額とする。

- ２ 前項に規定する勤務１時間当たりの災害応急作業等手当の額は，条例第１５条第２項または第３項に規定する災害応急作業等手当の額を７時間４５分で除して得た額とする。
- ３ 災害応急作業等手当が支給される勤務に係る時間外勤務手当，夜間勤務手当および休日勤務手当の算定に当たっては，条例第２０条第２項の規定により得られた額を計算の基礎として算出するもののほか，前項の額を計算の基礎として，条例第１６条第１項および第４項，第１８条ならびに第１９条の規定により算出する。
- ４ 定年前再任用短時間勤務職員または暫定再任用短時間勤務職員が当該職員の正規の勤務時間外に災害応急作業等に従事した場合における当該災害応急作業等に係る勤務１時間当たりの災害応急作業等手当の額を計算の基礎とする時間外勤務手当については，同じ作業に従事す

る常勤の職員との均衡を考慮し、当該常勤の職員の正規の勤務時間を超えた当該作業に従事した時間に限り支給するものとする。

（作業日数の計算方法）

第6条 災害応急作業等に従事した日1日は、暦日によって計算する。

（災害応急作業等実績簿）

第7条 規則第4条の災害応急作業等実績簿は、別記様式によらなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式（第7条関係）

災害応急作業等実績簿

（ 年 月 分）
枚のうち 枚目

所 属	
職 ・ 氏 名	

決 裁		日 付 (曜日)	作 業 内 容	手 当 額	開 始 時 刻	終 了 時 刻	左 の うち， 勤 務 時 間 外 等 に お け る 作 業 時 間	備 考
課 長	主 査							
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	
		日 ()	(☐ 日 没 後 ☐ 危 険 区 域)		時 分	時 分	時 間 分 間	

注 1 「日没後」については，当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合に☑をするものとする。
 2 「危険区域」については，当該作業が著しく危険であると認める区域で行われた場合に☑をするものとする。